

2022年11月
株式会社経営共創基盤
IGPIグループ会長 富山和彦

第2回私的整理法制検討分科会 追加意見

私的自治と民間当事者、民間関係者の自己規律によって、公正性を担保しつつ手続きの迅速性、柔軟性を高めることを制度趣旨とする私的整理である以上、裁判所の関与はできるだけ限定するべきで、基本的に手続き上の重大な違背がないことに関するチェック機能に限定するべきである。実体面に裁判所が責任を負うことにすると法的整理との差はなくなり本制度の趣旨は極めて大きく毀損する。万が一、手続きは適正であるが実体面において一部の債権者の利益が不当に侵害される場合(おそらく極めて発生蓋然性が低いだろうが)は、当該当事者は事前に保有債権を自らが正当と考える価格で売却する(その主張が経済的に公正であればその価格で買い手が登場するはずである)ことも可能だし、それが困難な場合も法的整理を申し立てることによって利益を守る手段が留保されているので大きな問題はない。